

## 寄附金税額控除 甲賀市条例指定分

寄附金の区分	控除の対象となる寄附金
条例第34条の7第1項第1号イに掲げる寄附金	独立行政法人国立病院機構 紫香楽病院
条例第34条の7第1項第1号オに掲げる寄附金	公益財団法人秀明文化財団
	公益社団法人甲賀・湖南人権センター
	公益財団法人松山育英会
	公益社団法人水口納税協会
	公益社団法人甲賀市シルバー人材センター
	公益社団法人水口青年会議所
	公益財団法人滋賀県陶芸の森
	公益財団法人甲賀創建文化振興事業団
	公益財団法人あいの土山文化体育振興会
条例第34条の7第1項第1号カに掲げる寄附金	学校法人近江聖書学園
	学校法人森島学園
	学校法人長良学園
	学校法人ルネス学園
	学校法人MIHO美学院
条例第34条の7第1項第1号キに掲げる寄附金	社会福祉法人あいの土山福祉会
	社会福祉法人甲賀会
	社会福祉法人甲南会
	社会福祉法人信楽福祉会
	社会福祉法人天地会
	社会福祉法人やまなみ会
	社会福祉法人しがらき会
	社会福祉法人瑠璃光会
	社会福祉法人信楽くるみ福祉会
	社会福祉法人ひまわり会
	社会福祉法人美德会
	社会福祉法人おさなご会
	社会福祉法人甲賀学園
	社会福祉法人甲賀市社会福祉協議会
社会福祉法人さわらび福祉会	